

保存期間 5 年

通達乙県セ第228号

令和 5 年 3 月 22 日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿作成等要領の制定について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。改正後の題名「茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例」。以下「条例」という。）の一部改正に伴い、法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿及び条例第3条第1項に規定する条例個人情報ファイル簿の作成及び公表の要領について、別添のとおり制定し、令和5年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これまで作成及び閲覧を行ってきた個人情報保有事務登録簿は、条例の一部改正に伴い、廃止されたことから、個人情報保有事務登録簿作成要領の制定について（平成29年9月27日付け通達乙県セ第490号）は令和5年3月31日限り、廃止する。

別添

個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿作成等要領

1 趣旨

この要領は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿及び茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成17年茨城県条例第1号。（以下「条例」という。）第3条第1項に規定する条例個人情報ファイル簿の作成等に関し、必要な事項を定める。

2 個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿の作成

(1) 作成所属

ア 公安委員会が所管する個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿

作成及び改廃は、茨城県公安委員会個人情報管理規程（平成18年茨城県公安委員会規程第1号）第3条に規定する個人情報管理者である警務部総務課長（以下「総務課長」という。）が行う。

イ 警察本部長が所管する個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿

作成及び改廃は、当該個人情報ファイルを主管する茨城県警察における個人情報の管理に関する訓令（平成15年茨城県警察本部訓令第9号。以下「訓令」という。）第5条に規定する個人情報管理者である所属長が行う。

(2) 作成要領

(1)アの総務課長及びイの所属長は、法第60条第2項に規定する個人情報ファイル及び条例第3条第1項に規定する条例個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに、3に定める様式により、法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第6項に掲げる事項を記載した個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿を作成し、訓令第8条に規定する副総括個人情報管理者である警務部県民安心センター長（以下「県民安心センター長」という。）に通知するものとする。また、当該個人情報ファイルが法第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第117条各号に掲げる事項も併せて記載し、通知するものとする。

ただし、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しない個人情報ファイルについては、この限りでない。

3 使用する様式

茨城県公安委員会が所管する個人情報ファイルにあつては、茨城県個人情報の保護に関する法律施行細則（平成18年茨城県公安委員会規則第3号）第2条第1項（個人情報ファイル簿）又は同条第3項（条例個人情報ファイル簿）に定める様式を使用し、警察本部長が所管する個人情報ファイルにあつては、茨城県個人情報の保護に関する法律施行規程（平成18年茨城県警察本部告示第1号）第2条第1項（個人情報ファイル簿）又は同条第3項（条例個人情報ファイル簿）に定める様式を使用する。

4 個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿の公表

(1) 前記2の規定により個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿の通知を受けた県民安心センター長は、次により速やかに当該個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿の公表の手続をとるものとする。

ア 警察本部及び警察署の個人情報窓口における閲覧

イ 茨城県警察本部のホームページへの掲載

(2) 次の5及び6の規定により個人情報ファイル及び条例個人情報ファイルの変更又は廃止の通知を受けた県民安心センター長は、当該公表に係る個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿を修正し、又は削除するものとする。

5 通知事項の変更等の手続

2(1)アの総務課長及びイの所属長は、前記2により通知した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、別記様式第1号により、個人情報ファイル及び条例個人情報ファイルの名称、行政機関等の名称、変更の予定年月日、変更事項及びその内容を県民安心センター長に通知するものとする。

また、個人情報ファイルに記録される保有個人情報を用いて行政機関等匿名加工情報を作成したときは、直ちに、別記様式第1号により、法第117条各号に掲げる事項を県民安心センター長に通知するものとする。

6 保有をやめたときの手続

2(1)アの総務課長及びイの所属長は、前記2の通知に係る個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、別記様式第2号により、県民安心センター長に通知するものとする。

7 様式の記載要領

記載に当たっては、各記載要領を参考とすること。

様式第1号（第2条関係）

（ 個人情報
 条例個人情報 ） ファイル簿 （単票）

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)
	(所在地)

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
実施機関が保有している本人の数	<input type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数を満たす	<input type="checkbox"/> 政令第20条第2項で定める数に満たない
備 考		

(注) 標題のうち、個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第1号の記載要領

標題の「個人情報」及び「条例個人情報」の別

本人の数が千人以上であれば「個人情報」に、本人の数が千人未満であれば「条例個人情報」を○で囲む。

1 個人情報ファイルの名称

当該ファイルが利用に供される事務が具体的に明らかになるような名称を記載する。

(例) ○○管理者ファイル、○○受給権者ファイル 等

2 行政機関等の名称

当該ファイルを保有している行政機関（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第11項に規定する行政機関）の名称を記載する。

(例) 茨城県公安委員会
茨城県警察本部長

3 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

当該ファイルが利用に供される事務を所掌する課等の名称を記載する。

(例) ○○部○○課、○○警察署

4 個人情報ファイルの利用目的

当該ファイルがどのような事務に利用されるのか国民が具体的に認識できるよう、利用目的をできる限り特定して、分かりやすい表現で記載する。

(例) ○○審査事務における本人の資格審査のために利用する。

5 記録項目

当該ファイルに記録される項目を分かりやすい表現で具体的に記載する。ただし、法第75条第3項の規定により個人情報ファイル簿に不記載とするものは、本欄には記載しない。

また、各記録項目に順に番号を付すとともに、各記録項目の間を「、」で区切る。

(例) 1 氏名、2 住所、3 性別、4 免許番号、5 発給額・・・

6 記録範囲

保有個人情報の本人として当該ファイルに記録される個人の範囲を分かりやすい表現で具体的に記載する。

保有個人情報の本人として記録される個人の種類が複数ある場合には、全てを列挙する。

(例) ○○申請書を提出した者（令和△△年度以降）

7 記録情報の収集方法

保有個人情報の収集の相手方及び手段を分かりやすい表現で記載する。ただし、法第75条第3項の規定により個人情報ファイル簿に不記載とするものは、本欄には記載しない。

8 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

記録情報に法第2条第3項の要配慮個人情報が含まれる場合には「含む」と記載し、含まない場合

には「含まない」と記載する。

9 記録情報の経常的提供先

記録情報を経常的に提供する相手方の名称を記載する。ただし、法第75条第3項の規定により個人情報ファイル簿に不記載とするものは、本欄には記載しない。

10 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地

開示請求、訂正請求及び利用停止請求を受理する課等の名称及び所在地を記載する。複数ある場合には全てを列挙する。

(例) (名称) 茨城県警察本部〇〇部〇〇課
(所在地) 〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978-6

ただし、個別の法令の規定により開示請求等ができることとされており、例えば、法第5章第4節の適用を除外されているものについては、「別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは、所管部署にお問合せください。」と記載する。

11 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、①該当する記録項目に付した番号並びに②当該法令の名称（法令番号を含む。）及び条項を記載する。

(例) 2、4及び5の各記録項目の内容については、△△法（平成××年法律第〇〇号）第△条第□項に基づき訂正請求ができる。

12 個人情報ファイルの種別及び令（個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）をいう。）第21条第7項に該当するファイルの有無

個人情報ファイルの種別の欄は、該当する□にレ点を記入すること。

また、本票が法第60条第2項第1号に係るファイル（電算処理ファイル）である場合には、当該ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内である同項第2号に係るファイル（マニュアル処理ファイル）の有無について、該当する□にレ点を記入すること。

13 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

法第60条第3項各号のいずれにも該当し、行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象となる個人情報ファイルについては「該当」と記載し、提案募集の対象とならない場合には「非該当」と記載する。

14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

13に「該当」と記載した場合には、行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地を記載し、「非該当」と記載した場合には「-」を記載する。

(例) (名称) 茨城県警察本部〇〇部〇〇課
(所在地) 〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978-6

15 行政機関等匿名加工情報の概要

提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成した場合には、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目（記録項目及び情報の粒度（住所であれば都道府県単位等））記載する。作成した行政機関等匿名加工情報がない場合は「-」を記載する。

(例) 本人の数：1万人、情報の項目：氏名（削除）、住所（都道府県単位に置換え）、生年月日（生

年月に置換え)、性別(男女の別)

16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地

15に行政機関等匿名加工情報の概要を記載した場合には、行政機関等匿名加工情報の提案を受け付ける組織の名称及び所在地を記載する。作成した行政機関等匿名加工情報がない場合は「-」を記載する。

(例) (名称) 茨城県警察本部〇〇部〇〇課
(所在地) 〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978-6

17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

15に行政機関等匿名加工情報の概要を記載した場合には、当該行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け付ける期間を記載する。作成した行政機関等匿名加工情報がない場合は「-」を記載する。

18 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれるときはその旨

当県においては条例要配慮個人情報は存在しないので記載しない。

19 実施期間が保有している本人の数

個人情報ファイルに記録されている本人の数が千人以上であれば、「政令第20条第2項で定める数を満たす」に、千人未満であれば「政令第20号第2項で定める数に満たない」にレ点を記入すること。

20 備考

- (1) 備考欄はその他参考となる事項を記載する。
- (2) 9及び11の事項並びに備考について、記載すべき内容がない場合は、「-」を記載する。
- (3) 各欄に記入しきれないときは、本様式の例により適宜作成した書面に記載して、当該書面を添付する。

個人情報ファイル の名称 条例個人情報ファイル		
行政機関等の名称		
変更の予定年月日		
変更事項	変更前	変更後

別記様式第1号の記載要領

1 個人情報ファイル及び条例個人情報ファイルの名称

既に通知をした事項を変更しようとする個人情報ファイル及び条例個人情報ファイルの名称を記載する。項目欄の「個人情報ファイル」か「条例個人情報ファイル」かいずれかを○で囲む。

(例) ○○管理者ファイル、○○受給権者ファイル 等

2 行政機関等の名称

当該ファイルを保有している行政機関（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）第2条第11項に規定する行政機関）の名称を記載する。

(例) 茨城県公安委員会
茨城県警察本部

3 変更の予定年月日

変更しようとする予定年月日を記載する。

4 変更事項

既に通知をした内容を変更しようとする事項を変更事項欄に記載する。

変更前欄には変更事項に対応する従前の通知内容を全て記載する。また、変更後欄には変更事項に対応する変更後の通知内容を全て記載し、変更前と異なる部分に下線を付す。

5 その他

各欄に記入しきれないときは、本様式の例により適宜作成した書面に記載して、当該書面を添付する。

別記様式2号の記載要領

1 個人情報ファイル及び条例個人情報ファイルの名称

当該ファイルの保有をやめた個人情報ファイル及び条例個人情報ファイルの名称を記載する。
項目欄の「個人情報ファイル」か「条例個人情報ファイル」かいずれかを○で囲む。

(例) ○○管理者ファイル、○○受給権者ファイル 等

2 個人情報ファイル及び条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

当該ファイルが利用に供される事務を所掌する課等の名称を記載する。

(例) ○○部○○課、○○警察署

3 個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿を廃止する理由

個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿を廃止する理由を記載する。

4 廃止年月日

廃止する年月日を記入する。